

労働基準監督行政について

平成29年3月16日(木)

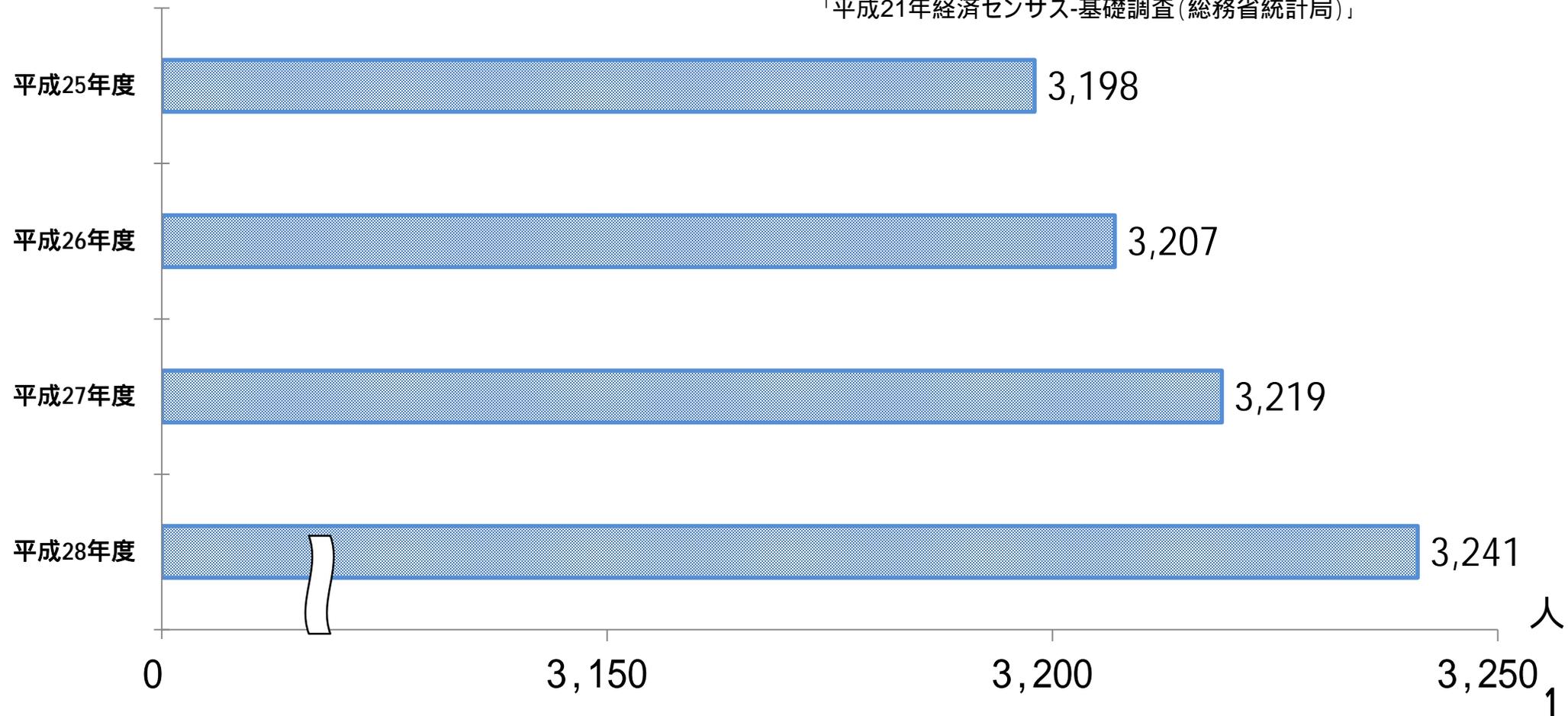
厚生労働省労働基準局

労働基準監督官数の推移

労働条件をめぐる諸問題に的確に対応できるよう、監督指導の効率的かつ効果的な実施に努めるとともに、厳しい行財政事情を踏まえつつ、必要な定員の確保に努めている。

(参考) **労働基準監督署の労働基準監督官数 3,241名(平成28年度)**
監督指導対象となる事業場数 428万事業場
労働者数 5,209万人

「平成21年経済センサス-基礎調査(総務省統計局)」



諸外国における労働監督官の数

労働基準監督官 1 人当たりの労働者数は米国よりは少ないが、欧州諸国よりは多い

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
監督する者の数	3,241人 ・労働基準監督官 3,241人(2016年度)	3,878人 ・労働基準監督官894人(2009年度) ・労働安全衛生監督官1,740名(2010年度) ・安全衛生法令について労働長官の承認を受けて州で監督を行う者1,244人(2009年度)	2,742人 ・最低賃金監督官153人(2008年) ・衛生安全監督官1,439人(2007年) ・安全衛生法令について雇用担当大臣の委任を受け地方政府で監督を行う者1,150人(2003年)	1,706人 ・労働監督官 535人(2008年) 労働監督員(補助者)1,171人	6,336人 ・営業監督官 3,340人 ・労災保険組合の監督官 2,996人(2007年)	262人 労働環境庁地方支部の職員約500人 うち、262人が監督業務に従事(2009年度)
雇用者1万人当たりの監督官の数	0.62	0.28	0.93	0.74	1.89	0.64

(厚生労働省労働基準局調べ)

注1：上記は、各国政府の公表資料による。制度がそれぞれ異なることに留意が必要。

注2：ILO事務所の担当部署は「先進工業市場経済国では労働監督官 1 人当たり最大労働者数 1 万人とすべきと考える」としている(2006年11月ILO理事会「Strategies and practice for labour inspection (GB.297/ESP/3)」)。

注3：日本の雇用者 1 万人当たりの監督官の数については、2016年度の労働基準監督官の定員及び平成21年経済センサス-基礎調査(総務省統計局)より算出したものである。

注4：諸外国の雇用者数は、ILO LABORSTA(2009年11月現在)による。

監督業務の実施状況

全国428万事業場のうち、年間の監督対象は「定期監督」と「申告監督」を合わせて約16万事業場。

定期監督等

各労働局の管内事情（ ）に即して対象事業場を選定し、年間計画により実施。

産業構造、労働時間の状況、労働災害の発生状況、電話・投書等による情報等の分析 等

定期監督等実施状況・法違反状況（平成25年～27年）

	定期監督等実施事業場数	違反事業場数	違反率（%）	法違反状況		
				労働条件の明示（労基法第15条）	労働時間（労基法第32条・40条）	割増賃金（労基法第37条）
平成25年	140,499	95,550	68.0%	17,247	30,543	21,847
平成26年	129,881	90,151	69.4%	15,180	27,433	19,923
平成27年	133,116	92,034	69.1%	15,545	27,581	19,400

(注) 1 「違反事業場数」欄は、何らかの労働基準関係法令の違反が認められた事業場数である。
2 「違反状況」欄は、当該事項について違反が認められた事業場数である。（労基法＝労働基準法）

申告監督

労働者からの申告（ ）により、把握した事業場に対し、実施。

労基法第104条第1項に基づく申告。

申告処理状況（平成25年～27年）

	当年受理件数	申告監督実施事業場数	違反事業場数	違反率	主要申告事項	
					賃金不払	解雇
平成25年	29,318	23,408	17,323	74.0%	25,118	4,691
平成26年	27,089	22,430	16,321	72.8%	23,022	4,239
平成27年	26,280	22,312	15,782	70.7%	22,362	4,017

(注) 1 「違反事業場数」欄は、申告事項に係る違反が認められた事業場数である。
2 「主要申告事項」欄は、重複がありうる。

司法処分

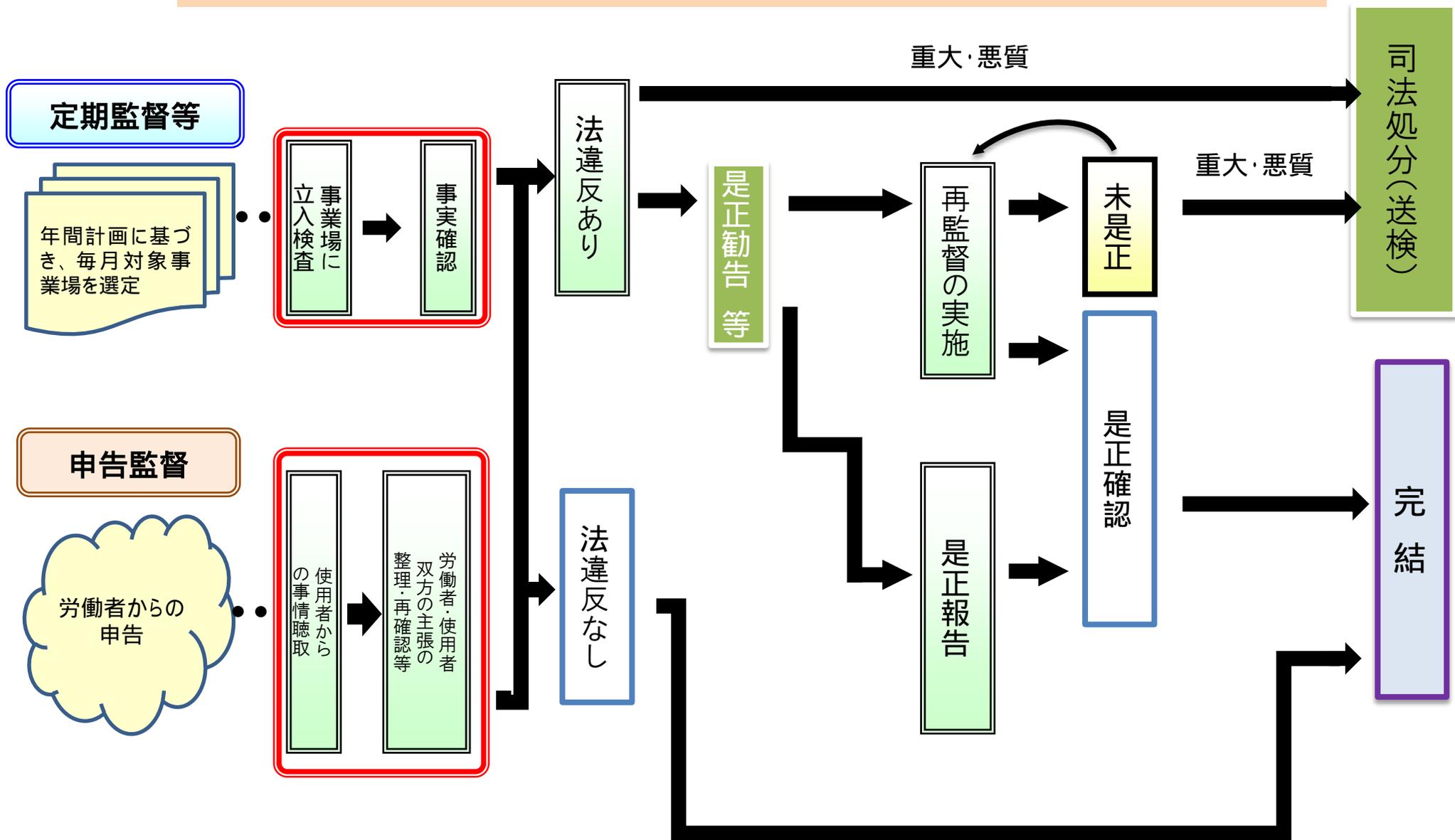
重大・悪質な事案について、検察庁に送検。

送検事件状況（平成25年～27年）

	送検件数合計	労働基準法等違反件数		
		賃金の支払（第24条・最賃法第4条）	労働時間（第32条）	割増賃金（第37条）
平成25年	1,043	482	53	44
平成26年	1,036	408	39	33
平成27年	966	416	79	34

(注) 「労働基準法等違反件数」欄は、賃金・労働時間以外の違反の件数も含まれるため、条文別の件数の合計とは一致しない

労働基準監督業務の流れ



労働基準監督行政における長時間労働削減対策の取組状況

1. 長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底

【平成27年1月～平成28年3月】月100時間超の残業が行われているすべての事業場等に対する監督指導
(平成27年度：10,185事業場に重点監督、7,798事業場(76.6%)に是正指導
(違法な時間外労働：5,775事業場(56.7%))

【平成28年4月～】月残業100時間超から**月80時間超へ**監督対象を拡大
(平成28年度上半期：10,059事業場に重点監督、6,659事業場(66.2%)に是正指導
(違法な時間外労働：4,416事業場(43.9%))

2. 監督指導・捜査体制の強化

【平成27年4月～】過重労働事案に対する特別チーム「過重労働撲滅特別対策班」(かたく)の新設
東京労働局・大阪労働局に設置(これまで、全国展開する6企業について書類送検を実施)

【平成28年4月～】本省に「過重労働撲滅特別対策班」を新設。47局において、「過重労働特別監督監理官」を新たに任命

本省に対策班を設けて広域捜査の指導調整、労働局において長時間労働に関する監督指導等を専門とする担当官を任命

3. 本社に対する監督指導の創設

【平成29年1月～】違法な長時間労働等を2事業場で行うなどの企業に対する全社的な監督指導

4. 企業名公表制度の創設・強化

【平成27年5月～】社会的に影響力の大きい企業が、「違法な長時間労働」(月残業100時間超等)を複数の事業場で行っている場合に企業名を公表

【平成29年1月～】過労死等事案を追加するとともに、「違法な長時間労働」を月残業100時間超から**月80時間超**とするなどの要件の拡大

5. 情報の提供・収集体制の強化

【平成26年9月～】平日夜間・土日に、労働条件に関する電話相談窓口「労働条件相談ほっとライン」を設置
(平成27年度 相談件数：29,124件 / 平成28年度(～12月) 相談件数：22,951件)

【平成27年7月～】インターネットによる「労働条件に係る違法の疑いのある事業場情報」監視を実施
インターネット上の求人情報等を監視・収集し、労働基準監督署による監督指導等に活用

(平成27年7月～28年3月通報：407件うち151件に監督指導 /

平成28年4月～12月 通報：502件うち274件に監督指導(含実施予定)) 件数はいずれも平成28年12月末時点

関係行政機関との連携の例

営業停止等の処分権限を有する業所管官庁等と連携し、労働条件の確保・改善対策を効果的に推進

1 通報・情報提供

通報・情報提供対象職種、業種等	通報・情報提供先	通報・情報提供実績		
		H25	H26	H27
自動車運転者 (トラック、バス、タクシー)	地方運輸機関 (平成元年4月～)	974	864	821
技能実習生	地方入国管理局 (平成18年6月～)	330	563	551
建設業	国土交通省 都道府県 (昭和47年9月～)	111	133	169

2 合同監督

対象職種	連携先	合同監督実施件数		
		H25	H26	H27
自動車運転者 (トラック、バス、タクシー)	地方運輸機関 (タクシーは平成18年4月～ トラック、バスは平成20年4月～)	164	176	178
技能実習生	地方入国管理局 (平成26年10月～)	-	15	85

労働条件・安全衛生上問題のある事業場の情報ソース

近年、平日夜間や休日も受け付ける委託の相談窓口や、インターネット上の求人情報の監視等を通じて、問題のある事業場の情報を収集している。

窓口相談・電話相談



・相談件数 約103万5千件
(平成27年度)

民間委託

電話対応業務(東京局・大阪局) 着信件数 約13万件
(平成28年10月～12月)

民間委託

労働条件相談ほっとライン
(平日夜間・土日、平成26年度～)

相談件数 約29,100件(平成27年度)
平成29年度から毎日開設

労基法に基づく申告



申告受理件数 約2万6千件
(平成27年)

過労死等労災請求



請求件数 約2,300件
(平成27年度)

労働者死傷病報告

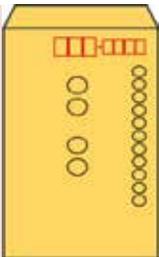


死傷災害発生状況 約11万6千件
(平成27年)

投書



厚生労働省
労働局
労働基準監督署



労働基準監督署

民間委託

インターネット監視
(平成27年度～)

収集URL 約188万件
(平成27年7月～平成28年3月)

民間の人材の活用状況

社会保険労務士や、民間企業OB等を活用しながら、労働条件の確保・改善対策を効果的に推進

専門的な業務を行う非常勤職員

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (予定)
時間外及び休日労働協定点検指導員	198	198	198	198
非正規雇用労働者労働条件改善指導員	47	47	63	63
労働時間管理適正化指導員	-	-	72	144
働き方・休み方改善コンサルタント	163	152	152	152
計	408	397	485	557

(単位:人)

監督署において、36協定が限度基準に沿ったものとなるよう点検・窓口指導を行うもの。

労働局において、非正規労働者を使用する事業主に対し、法令遵守のための集団指導や自主点検を行うもの。

(平成29年度から労働基準関係法令指導員(仮称)に名称及び業務内容を変更予定。)

労働局・監督署において、長時間労働が疑われる事業場等に対する自主点検の実施や労働時間管理適正化のための訪問指導を行うもの。

労働局において、働き方・休み方の総合的な改善に積極的、効果的に取り組む事業主等の活動を支援するため相談に応じるもの。

放置車両確認事務について

成り立ち

運転者が車両から離れている放置駐車違反は、違反者の特定が困難であり、取締りに支障が生じていたことから、車両の使用者（ ）の責任が強化され、一定の場合に、都道府県公安委員会が、車両の使用者に放置違反金の納付を命ずることができるようにされた。併せて、警察署長は、違反事実の確認と標章の取付けに関する事務を、一定の民間法人に委託できることとされた。

通常、車検証上の使用者であり、多くの場合は所有者と一致する。

使用者への
責任追及の流れ

運転者への
責任追及の流れ

放置車両の確認・確認標章の取付け

委託される事務の範囲

弁明の機会の付与

反則告知・通告

文書による納付命令

反則金不納付

放置違反金の納付

督促・滞納処分
車検拒否

不納付

公訴の提起・
少年審判

反則金の納付

ご提案について

	法律違反行為者の特定などのプロセス
放置車両確認事務の流れ	<p>駐車監視員は公道で車両が放置車両であることを確認し車両ナンバー等を控え、使用者宛てに確認標章を取付ける 放置違反金が支払われない場合には、事後的に公安委員会等が車両の使用urerへの責任追及を行う。</p>
労働基準監督事務の流れ	<p>労働基準監督官が事業場に相手方の許可無く立ち入り労働基準法や労働安全衛生法などの違反があるかどうかを、帳簿の閲覧、使用者等への尋問、機械・設備の検査等を通して確認 労働基準法などの違反行為の主体は事業場における社長、取締役、管理監督者など事案により様々であるので、法律違反の是正指導の対象となる行為者を質問等により確定 事実確認のみならず、原則としてその場において</p> <ul style="list-style-type: none">・ 法律違反の内容について、文書により是正指導・ 労働者の安全・衛生に関し、急迫した危険が認められる場合等においては、即座に機械等の使用停止・変更命令等の行政処分するなど権限行使を一体的に実施。

ご提案について

労働基準監督事務について

- 1 労働基準監督官は、予告なく事業場に立ち入り、書面等の確認や関係者からの聞き取りを行い、労働基準法などの法律違反の有無を確認し、その結果に応じて、是正勧告等行政指導を行ったり、場合によっては即座に行政処分を行うなど、一体不可分なプロセスをとおして労働者の保護を行うものである。
- 2 委託を受けた民間事業者が任意の調査を行い、問題がある場合に労働基準監督官に取り次ぐ場合、調査から労働基準監督官による指導までタイムラグが生じることから、その間に証拠帳簿の隠蔽等不適切な行為がなされる可能性がある。また、迅速な労働者保護が行えない蓋然性が高い。

今後の取組

- 1 労働基準監督官が効率的な監督業務を行えるよう、引き続き、相談対応・情報収集・法令の周知などの業務について、社労士・民間OBなどの非常勤職員や既存の民間委託を活用する。
- 2 早期に全社的な法律違反の改善を図らせるための企業名公表の取組や、事業場単位だけでなく、企業単位の改善指導を行うことにより、効率的かつ効果的な監督指導の実施を図る。
- 3 労働基準監督官については、厳しい行財政事情を踏まえつつ、最大限必要な定員の確保に努める。